

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を育成するとともに、危険予知・危険回避能力の向上を図るため、次により運転者教育等の充実を図る。

ア 自動車教習所の教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通情勢及び地域の実情を勘案しつつ、高速教習及び夜間教習の積極的推進、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、指導員等の資質向上、教習内容及び教習技法の充実を図り、教習水準を高める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

初心運転者講習、取消処分者講習、更新時講習等の運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習内容の高度化、講習方法の一層の充実に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

自動二輪車安全運転講習及び原付安全技能講習の推進、自動車教習所における自動二輪車等の安全運転教育体制の整備等の二輪車運転者に対する教育の充実、強化に努める。

エ 高齢運転者対策の充実

高齢運転者の交通事故防止を図るため、更新時講習における高齢者学級の拡充に努めるとともに、科学的運転適性検査機器を活用した運転適性検査を実施し、その結果に基づいた個別安全運転指導を推進する。さらに、高齢運転者の希望に応じて、随時、運転適性診断、技能診断等の検査を実施できる体制の整備を推進する。

オ シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の一層の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動の機会、街頭での指導・取締り等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行う。

カ 自動車安全運転センター業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実強化を図るとともに、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度な運転技能と知識を必要とする者、安全運転指導者、青少年運転者等に対する体験的な交通安全教育の充実を図る。

キ 自動車事故対策センターによる自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車事故対策センターによる自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機

器の充実を図るとともに、受診を積極的に促進する。

ク 交通事犯被収容者等に対する矯正教育等の充実

交通事犯受刑者及び同事犯少年を収容・処遇する専門施設における矯正教育については、指導技法の研究開発、個々の問題に応じた指導の一層の徹底、指導用器材の充実等により、更に効果的に実施するよう努める。

また、一般の収容施設において必要に応じて実施している交通安全教育についても、更に充実するよう努める。

なお、交通事犯に係る少年に対する資質鑑別の在り方については、専門的立場から研究開発を更に進める。

ケ 交通事犯者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる保護観察官及び保護司の処遇能力の充実を図るとともに、処遇器材の整備並びに効果的処遇態勢及び処遇技法の開発を推進する。

(2) 運転免許制度の改善及び運転免許業務運営の合理化

オートマチック車限定免許制度の導入等交通情勢の変化に対応した運転免許制度の見直し・検討を行うほか、運転免許事務の機械化・自動化を推進するなど、運転免許業務運営の合理化に努める。

また、身体障害者に対する運転適性相談活動の充実等を図る。

(3) 運転管理の改善及び運行管理の充実

ア 安全運転管理の推進

道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどにより、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、使用者等の安全意識の向上に努め、未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

また、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図る。

イ 運行管理の充実

(ア) 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実

自動車運送事業者等に対して、運行管理の徹底を図るため、監査等により指導監督を強化するとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導を行う。

また、貨物自動車運送事業者については、運行管理者の試験制度による運行管理者の資質の向上、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

このほか、長距離バス、トラック、タクシー等について、

高速道路等における事故を防止するため、指導の強化を図る。

(イ) 自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導
講習の推進

自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導講習については、講習内容の充実及び講師の資質の向上を図り、講習水準を向上させるとともに、視聴覚器材の活用等により、効果的な講習の実施を図り、受講を積極的に促進する。

(4) 運転者の労働条件の適正化等

ア 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図る。

イ 交通労働災害の防止

交通労働災害の防止を図るため、ガイドラインの作成等により地域・事業場における交通安全意識の高揚、交通安全教育の推進等を図る。

(5) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

高度化，多様化する道路利用者のニーズにこたえとともに，これら道路利用者に対し，適時的確な道路交通情報を提供することにより，安全かつ円滑な道路交通を確保するため，光ファイバーネットワーク，マイクロエレクトロニクス等新たな情報技術の活用を図りつつ情報収集・提供体制の一層の充実を図り，道路交通情報提供システムの体系化・高度化に取り組む。

このため，交通管制センター，道路パトロール及び道路モニター制の拡充並びに日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充実を図るとともに，I T V（車両監視用テレビ），マイクロ波式等の車両感知器，道路標識，道路情報提供装置，交通情報板，路側通信システム等の情報収集・提供設備の整備拡充を図る。また，F M多重放送局，テレターミナルシステム，道路情報ターミナル，路車間情報システム等新たなメディアによる情報提供システムの実用化を促進する。この場合，各メディアの特性に配慮しつつ調和した発展を図るため，道路交通情報通信システムとして，各メディアを総合的にとらえ，移動体における情報通信の高度化を促進する。さらに，広報媒体の活用等による道路交通情報の提供サービスの充実をも図る。

イ 気象情報等の充実

道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、大雪、霧、地震、火山噴火等について、観測データや予報、警報等の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。また、これらの情報内容の充実及び効果的な利用のため、静止気象衛星システム、軌道気象衛星の利用体制、気象レーダー観測網、地域気象観測網、気象資料伝送網、大・中・小地震観測網、東海地震予知等のための地震常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の充実強化を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準・規格の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

車両の安全基準については、交通事故状況、自動車技術の進歩等の自動車を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的な観点から見直しを行う。このため、運輸技術審議会において、夜間走行時における被視認性、高速走行時における制動性能、衝突時の乗員保護性能等の向上など、事故回避対策、被害軽減対策等について審議を行い、今後の拡充強化方針を策定する。

策定後においては定められた方針を実現すべく、基準の国際的調和等社会情勢を勘案しつつ、道路運送車両法（昭和26年法